

## 日本心理劇学会 資格および資格認定に関する細則(2023年12月改正)

制定 2020年10月25日

改正 2023年12月17日

### (目的)

第1条 日本心理劇学会は本学会会則第11条に基づき、本学会会員による自己研鑽、および相互研修により、心理劇に関する知識、技能の向上を目指すために認定資格を設ける。

### (認定資格)

第2条 細則の規定に従って以下の資格を設ける。

- 1) 学会認定 心理劇ディレクター
- 2) 学会認定 心理劇スーパーバイザー(心理劇指導者)
- 3) 心理劇ディレクターは心理劇、サイコドラマ、ソシオドラマ、ロール・プレイング、プレイバックシアターなどのアクションメソッドを行うことが出来る。
- 4) 心理劇スーパーバイザー(心理劇指導者)は、心理劇、サイコドラマ、ソシオドラマ、ロール・プレイング、プレイバックシアターなどのアクションメソッドに関する教育、研修を行うことが出来る。

### (国外の資格)

第3条 国外のサイコドラマ協会等において取得された資格を持つ者は、所定の書類を資格認定委員会に提出し、審査の結果理事会の承認を経て、学会認定資格と同等の資格を持つものとして認定することが出来る。

### (キャンディデイト登録)

第4条 心理劇ディレクターの資格を得ようとする者はキャンディデイト(研修生)として登録する必要がある。登録には次の条件を満たす必要がある。

- 1) 学会入会后2年が経過していること。
- 2) 学会主催の心理劇の体験に関する研修会に10時間以上の参加経験があること。
- 3) 学会主催の心理劇の体験とは、研修委員会主催の研修会および学会大会企画の研修会を指し、事例検討は含まれない。学会認定のスーパーバイザーおよび認定ディレクターが主催する研修会、または関係する大学等での心理劇に関する体験をした者は、キャンディデイト登録の5年前までさかのぼることが出来、また5時間に限り体験時間数に加えることができる。
- 4) キャンディデイトは年間3,000円の登録料を支払うものとする。

### (資格取得のためのトレーニング)

第5条 心理劇ディレクターの資格を得るには以下の条件を満たす必要がある。

- 1) 心理劇の理論に関する研修会に5時間以上の参加経験を持つこと。
- 2) 心理劇の倫理に関する研修会に5時間以上の参加経験を持つこと。

- 3) 主たるスーパーバイザー(指導者)を選び指導を依頼すること。
- 4) 主たるスーパーバイザー(指導者)の下で、監督体験 10 時間、主役、演者体験 10 時間、補助自我体験 5 時間、合計 25 時間以上の体験をすること(体験は原則対面で行なったものとする)。
- 5) 主たるスーパーバイザー(指導者)による、キャンディデイト(研修生)が行ったセッションについてのスーパービジョンを 20 時間以上受けること(グループによるものも可。オンラインによるスーパービジョンも可。ただし少なくとも 5 時間は主たるスーパーバイザーの同席のもとで直接の指導を受けるものとする)。
- 6) 主たるスーパーバイザー(指導者)と異なる領域のスーパーバイザー(指導者)による心理劇体験、スーパービジョン(グループによるものも可)、事例検討会、トレーニング等の研修会に 5 時間以上参加すること。  
(学会主催の研修会、トレーニングワークショップ、グループスーパービジョン、事例検討会、体験グループに参加することにより指導にかえることが出来る。)
- 7) 資格取得のために必要なトレーニングのための研修会参加時間数はキャンディデイト登録から 2 年前までさかのぼることが出来る。

(心理劇ディレクター資格認定試験)

第6条 提出書類および資格認定試験は下記のように実施される。

- 1) 主たるスーパーバイザー(指導者)の推薦状を提出する。
- 2) トレーニング歴、スーパービジョン歴、研修会参加歴についての所定の書類を提出する。
- 3) 資格試験は主たるスーパーバイザー(指導者)とそれ以外のスーパーバイザー(指導者)2 名による口頭試問により行われる。結果は 2 名の合議により判定する。
- 4) その結果、可であれば、資格認定委員会に所定の書類を提出する。理事会の承認を経て資格名簿に登録される。
- 5) 心理劇ディレクターの資格試験の受験を希望する者は、所定の書類と試験費用を資格認定委員会に提出するものとする。

(心理劇スーパーバイザー・キャンディデイト(指導者研修生)登録)

第7条 心理劇スーパーバイザー(指導者)になるためには心理劇スーパーバイザー・キャンディデイト(指導者研修生)に登録することが必要である。

- 1) スーパーバイザー・キャンディデイトに登録するには、心理劇ディレクターの資格を取得してから 3 年以上、心理劇を 50 時間以上実施した経験を持つこと。
- 2) 主たるスーパーバイザーを決めて登録すること。
- 3) スーパーバイザー・キャンディデイトは年間 3,000 円の登録料を支払うものとする。

(心理劇スーパーバイザー資格取得のためのトレーニング)

第8条 心理劇スーパーバイザー(指導者)の試験を受けるには以下のトレーニングが必要である。

- 1) 主たるスーパーバイザー(指導者)の指導の下で 60 時間以上のトレーニング・セッションを持

つこと。

- 2)自分の行ったトレーニング・セッションについて 30 時間以上のスーパービジョンを受けること。
- 3)主たるスーパーバイザー(指導者)以外のスーパーバイザー(指導者)の指導を 5 時間以上受けること。
- 4)心理劇に関する学会発表が 2 回以上あること。
- 5)査読のある心理劇に関する学術論文 1 篇以上。

#### (心理劇スーパーバイザー認定試験)

第9条 提出書類および資格認定試験は下記のように実施される。

- 1)心理劇スーパーバイザートレーニングを終えたキャンディデイト(研修生)は認定試験を受けることが出来る。認定試験は主たるスーパーバイザー(指導者)とその他のスーパーバイザー(指導者)2名, 合計3名による口頭試問による。
- 2)心理劇スーパーバイザーの資格試験の受験を希望する者は, 所定の書類と試験費用を資格認定委員会に提出するものとする。
- 3)心理劇スーパーバイザー認定試験に合格した者は資格認定委員会に所定の書類を提出する。理事会の承認を経て資格名簿に登録される。

#### (資格の更新)

第10条 心理劇ディレクターおよび心理劇スーパーバイザーの資格を持つ者は, 5 年ごとに資格の更新を受けなければならない。

5 つの分野から少なくとも 2 分野を選び, 10p以上を取得する。

##### 第1分野 [年次大会]

年次大会参加 2P

##### 第2分野 [研修会]

学会主催の研修会参加 2P

学会認定の団体による研修会参加 2P

##### 第3分野 [事例検討会またはスーパービジョン]

学会主催の事例検討会参加 発表者 3P 参加者 2P

学会認定の団体による事例検討会参加 発表者 3P 参加者 2P

学会主催のスーパービジョン参加 発表者 3P 参加者 2P

学会認定の団体によるスーパービジョン参加 発表者 3P 参加者 2P

##### 第4分野 [論文, 学会発表]

心理劇に関する学術論文(査読あり) 3P

心理劇に関する学会発表 3P

心理劇に関する著作 3P

##### 第5分野

年次大会における座長, シンポジスト, 司会 2P

学会主催の研修会講師	3P
学会認定の団体による研修会講師	3P
学会主催のスーパービジョンにおけるスーパーバイザー	3P
学会認定団体のスーパービジョンにおけるスーパーバイザー	3P
学会主催の事例検討会におけるスーパーバイザー	3P
学会認定団体の事例検討会におけるスーパーバイザー	3P

更新の際には所定の更新料を支払うこと

(資格の喪失)

第11条 以下の項目に当てはまる時は、その資格を失う。

- 1) 学会員資格を喪失した時
- 2) 学会の倫理規定に違反したと認定された時
- 3) 資格取得者自身が資格の返上を申し出た時

(学会認定の団体)

第12条 学会認定の心理劇スーパーバイザーを有する団体は、資格認定委員会に所定の書類を添えて申請し、審査の結果理事会の承認を経て、学会認定団体として登録することができる。学会認定の団体は心理劇の体験グループ、トレーニング・グループ、事例検討会、スーパービジョンを行うことができる。学会認定の団体はそで行われた体験グループ、トレーニング・グループ、事例検討会、スーパービジョンの時間数を、キャンディデイト、資格更新の際にカウントすることが出来る。

(資格認定委員会事務局)

第13条 資格認定に関する業務を行うために、資格認定委員会事務局を理事会が決定した場所に置く。  
資格認定委員会事務局は資格認定委員長がこれを統括する。

附則

この細則は 2020 年 10 月 25 日 より施行する。

本細則の変更は総会の議決を必要とする

本細則は、一定期間経過後、資格の制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所用の措置を講ずるものとする。

資格の取得、更新に係る費用は別途細則にて定める。

附則 本細則は 2023 年 12 月 17 日より施行する(一部改正)。